

## 令和6年能登半島地震にかかる被災会員 会費の免除基準について

1. 以下の基準に該当する者の令和5年度会費（および入会金）を免除する。

以下①及び②の両者に該当すること

①令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用地域の会員であること

（別添資料参照『令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について

【第2報】』内閣府政策統括官）

②会員本人が現住所としている家屋が、「全壊」「半壊」「一部損壊」「流失」により、居住できない状態であること。

また、会員本人が勤務先の被災により離職または休職せざるを得なかった場合。

2. 申請方法

会員の自己申請により、支部が下記の書類をまとめて当協会へ提出する。

①会費免除申請書（全員・書式）

② 1. ②の事由を証明する書類

a. 所属都道府県支部の支部長の証明書（2. ①の書式同様）

b. 上記書類に相当する書類

3. その他

既に支払い済みの場合は、申請書提出後、当協会より支部を通じて、返金する。

以上